

練馬区告示第334号

練馬区立大泉町一丁目緑地を設置し、供用を開始するため、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定および練馬区立都市公園条例（昭和33年12月練馬区条例第14号）第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

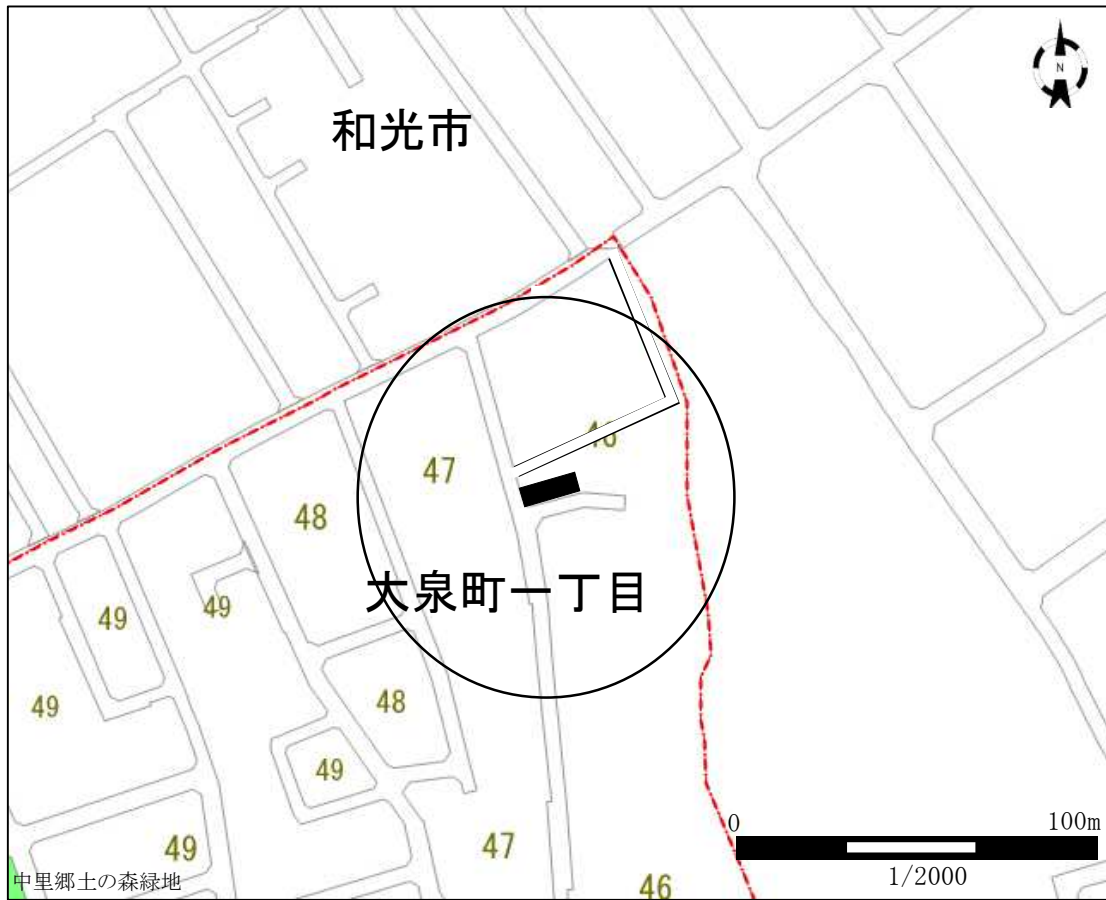
令和8年6月22日

練馬区長 吉田 健一

記

名 称	練馬区立大泉町一丁目緑地
位 置	練馬区大泉町一丁目46番34号
面 積 (平方メートル)	146.37
区 域	別紙図面のとおり
供用開始日	令和8年6月22日

練馬区立大泉町一丁目緑地



位置:練馬区大泉町一丁目46番34号